

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和元年5月31日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900001号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1900016号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社B工場(以下「B工場」という。現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和30年9月1日から昭和31年9月30日まで
年金記録を確認したところ、結婚する前に1年ほど勤務していたB工場における厚生年金保険の被保険者記録がなかったため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、B工場に中途採用で入社し、請求期間に正社員として勤務していたと主張しているところ、請求者が氏名を記憶している同僚の陳述により、期間の特定はできないものの、請求者が同社に中途採用で入社し、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、事業主は、B工場における請求者の勤務実態、雇用形態、給与の支払及び厚生年金保険料の控除については、いずれも確認できる資料がなく不明と回答している。

また、前述の請求者が氏名を記憶している同僚のほかに、請求期間にB工場の厚生年金保険被保険者記録がある同僚10名に照会し5名から回答があったが、いずれの者も請求者のことを記憶していないと回答しているほか、D健康保険組合は、請求期間当時の資料は保存されておらず、請求者の加入記録は確認できないと陳述している。

さらに、自らが中途採用でB工場に入社したとする者を含む複数の同僚は、請求期間当時、同工場に中途採用で入社した者については入社後直ちには社会保険に加入しないことがあった旨回答している。

加えて、B工場に係る厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、請求期間に請求者の氏名はなく、健康保険の整理番号に欠番もないなど、請求者の記録が欠落した形跡は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されてい

たことを認めることはできない。